

JAIR Newsletter

No.103 September 2004

日本国際政治学会

軍縮外交からの理論的示唆

猪口邦子（上智大学教授・前軍縮代表部大使）

冷戦がついに終結するころ、大国間戦争の長い系譜を省みて拙著『戦争と平和』（東京大学出版会、1989年）を著して以来、私の主要な関心は冷戦後の戦争と平和をめぐる構造と力学の解明にあった。過去の戦争と平和の理論的総合とは異なり、同時代の構図はなかなか見えずに苦勞していたころ、ジュネーブにある軍縮代表部の常駐代表（Permanent Representative）として外交交渉を担当し、国際安全保障に係わる実務のなかでその理論的意味合いについて考える機会に恵まれた。

2002年春から2年間にわたる在ジュネーブ軍縮会議日本政府代表部特命全權大使としての私の任務は、多国間軍縮条約の唯一の政府間交渉機関である軍縮会議への日本政府の代表であると同時に、さまざまな兵器範疇についての多国間協議の代表団長であり、核兵器不拡散条約（NPT）、生物兵器禁止条約（BWC）、対地雷禁止条約、特定通常兵器制限条約（CCW）、小型武器の非合法拡散防止などその範囲は国際安全保障の交渉枠組みの広域に及び、またニューヨークにも長期滞在して国連総会における軍縮・国際安全保障部門を全て担当した。

唯一の被爆国からの軍縮大使の重さは国際社会では大きく、私としても研究生活で培った知識や哲学を実務に活かすために議長など推進役を果たすような心がけた。たとえば、立ち遅れていた小型武器軍縮の分野では初の国連実施会議の議長に立候補して加盟国全会一致で選任され、2003年7月にニューヨーク国連本部での同会議にて小型武器軍縮の手法をまとめた議長総括付報告書の全会一致採択に成功した。また、日本大使として最も心血を注いだのは、次代の核軍縮条約であるべきカットオフ条約（兵器用核分裂物質生産禁止条約＝FMCT）交渉への政治合意の形成であり、私が軍縮会議の議長を務めた昨年8月から12月の時期を中心に本省との強力な連

携で調整を進め、条約交渉の要素を網羅した枠組み文書を軍縮会議の公式文書として提出する一方で、新たな核軍縮条約交渉に鮮色を示す核兵器を保有する諸国に水面下で猛烈な外交攻勢をかけ、相次いで態度の柔軟化を引き出したが、最大の朗報は、ついに最後まで態度を保留していた米政府がこの7月、正式に同条約交渉を求める旨を表明してくれたことである。この条約は、核兵器の原材料である兵器用核物質の完全生産禁止、すなわち核兵器の製造禁止を定めるものであり、被爆国の悲願である。それは、核テロを防ぐための根本手段でもあり、米国の対テロ戦略にも資すると説得し続けた日々を思う。

さまざまな交渉のなかで漠然とはあるが直感した、冷戦後の戦争と平和を考える手がかりを書き留めておきたい。第一に、テロの脅威が新たな安全保障上の課題となった冷戦後においては、WMD（大量破壊兵器）から小型武器までの非合法拡散の阻止を徹底する必要があるが、兵器は絶対量が過剰であれば管理に隙が発生しやすくなるため、軍縮は不拡散の必要条件にはほかならない。また、テロを阻止するにはどの一国も取り残さずに軍縮不拡散を推進する必要がある、そのためには多国間主義の復活と全会一致手法によるすべての政府のオーナーシップ意識を引き出していかなければならない。どのような条約や行動計画等の国際文書（international instrument）も、それを実施する国家責任の觀念や国内法の強化によってのみ実効性が確保されるため、国際取極めと国内実施は連続線を成し、全主権国家の責任における自らの法制的管轄下での実施こそが世界の規模でのシームレスな体制を可能にする。

第二に、国際文書は条約や議定書など法的文書であることが望ましいが、政治的拘束力のみで国際文書でも各国における実施のための適切な国内法を確保できれば、実質的には類似の効果を発揮すること

になる。ただし後者の場合は、実施への圧力やモメンタムを維持するためのマルチの政府間会議を毎年ないし隔年に開催して実施状況の検討を相互に行う政治プロセスが不可欠である。また途上国では国内実施のためのキャパシティー・ビルディングを強化する必要があり、国際支援をその点に集中的に差し伸べることが効果的である。実施におけるベスト・プラクティス（最善手法）を共有したり、共同実施のための国際協力を推進することも等しく重要である。政府間会議や議場はこのようなプロセスが総合される場であり、会議のリードアップ（準備）とフォローアップ（事後）の期間も含めて議場外交プロセスが政治的有為性を帯びることになる。

第三に、冷戦後の戦争は特定の政治目標をこえ、社会各層を浸潤する憎悪や反目の暴発する根の深い紛争（Deep-Rooted Conflict）としての特徴があり、従って政治指導部間で和平や停戦が成立して戦

争は終わっても戦争関連死は続く状況に陥りやすい。それを克服するには、身近に殺戮手段がないよう小型武器軍縮を実施する必要があるが、同時に治安部門の民主化や和解プロセスをコミュニティ・レベルまでも包含しながら推進すべきである。最近では改めて和解プロセスの先行事例として南アフリカの「真実と和解委員会」（TRC）等を手本とする「TRC-like Method」が注目される。またポスト・コンフリクトのさまざまな制度設計を行う場合に、和解促進に資する工夫が必要があり、軍縮、開発、民主化等の支援においても和解プロセスとの連動性を重視しなければならない。

このようないずれの分野においても日本は平和への旗手となるべき立場にあり、また日本の学界もそのための理論的・哲学的指導性を発揮していく責任があろう。